

【第4回新型コロナウイルス感染症対策会議】

R2.3.5 PM2:00～

5F 第1委員会室

出席者；金井会長、神田副会長

水谷・松本・徳竹・丸木・登坂・松山・長又・桃木常任理事
県行政（保健医療部 河原塚副部長 矢萩医療整備課副課長）

金井会長

今回4回目となる。前回、基準を満たせば帰国者・接触者外来となれるとの話があったが、具体的にはどういうものか。

矢萩副課長

- ・相談センターから紹介を受けた疑い例の診察を行う
- ・インフルエンザ、RSウイルス、アデノウイルス、溶連菌などの簡易検査による除外診断を行う
- ・除外診断の結果、新型コロナの可能性が高いと疑われ場合、相談センターの判断を仰ぎ検体を採取すること

なお、帰国者・接触者外来の指定は、準備ができた医療機関から順次指定できる。

桃木常任理事

さいたま市では、導線が分けられること、陰圧個室があることが条件にあったが、そのとおりでよいか。

矢萩副課長

可能な限りとなっている。必要であれば陰圧テントは行政から提供可能である。

金井会長

PCRを保険適用にすることが、全医療機関で検査できるような誤解をうんでいる。埼玉県でできるのはせいぜい200である。

河原塚副部長

PCRに関する国からの情報をまとめたものを資料提出する。6日から保険適用予定である。実施機関は指定感染症医療機関、帰国者・接触者外来を有する医療機関、同様の機能を有する知事が認める機関となっている。基本的には、感染症法第15条に基づく調査に限られている。現在衛生研究所で実施している検査の一部を民間で実施するというイメージである。本日現在、埼玉県の衛研、さい

たま市の衛研、中核市の3つが始めて、あわせて1日115件実施可能である。明日、県の衛研でPCR検査機を1台増設するため、139件が可能となる。その他、民間となる。通常の医療機関での実施は、現時点では考えられていない。国では医療機関から民間検査会社に直接依頼できるといっているが、現時点では帰国者・接触者外来を通してでないといけない。

金井会長

県の専門家会議が3月9日にあるが、県独自の対応をとる必要がある。

長又常任理事

今までの検査の感度と特異を教えてください。

河原塚副部長

今後、医師に伝えられるようにしたい。

長又常任理事

医師が判断して依頼したものは、優先順位付けをしても実施していただきたい。

河原塚副部長

3月4日付けで医師が判断して依頼したものの全て受けるよう発出した。これから郡市医師会をとおして周知があると思う。

登坂常任理事

現在、越谷では帰国者・接触者外来を検討中だが、いつごろまで続くのか。

金井会長

パンデミックになるまで必要なので当分続くと思われる。

水谷常任理事

PCR検査の条件をもう一度確認したい。

河原塚副部長

3月4日付けの通知を配布する。国が示す定義には接触者等であることとあるが、それとは別に、医師の判断で必要と思われるものは検査を実施できることとなっている。

金井会長

PCRはまだまだ不安がある。9日の県の専門家会議の際に正確な情報等についての周知の方法等、決めてゆく必要がある。医療提供体制についても決めてゆく必要がある。

各保健所長 様

保健医療部長 関本 建二

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について、令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課の事務連絡において、下記のとおり取り扱うこととなっております。

また、検査体制についても、令和2年2月26日に国立感染症研究所が検査方法のガイドラインを示したことから、県では従来の2倍となる1日当たり48件程度まで処理が可能となるとともに、さいたま市に加え中核市である川越市及び川口市においても3月初旬から検査が開始されております。

このことを踏まえ、医療機関から依頼があった場合には、医師の判断を踏まえた行政検査を積極的に行っていただくようお願いします。

記

【検査対象者】

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、主に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7の1（4）で示された疑似症患者の定義とは別に、以下のいずれかの場合についても行政検査を行うこと

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

担当：保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当

電話 048-830-3557 FAX 048-830-4808

PCR検査の保険適用について

- 3月6日(金)から適用
- 実施機関は、次のとおり
 - ・ 指定感染症医療機関
 - ・ 帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関
 - ・ 同様の機能を有する医療機関で知事が認める機関
- ※ 現状では、検査対応可能数に現状限度があるため、まずはこれらで実施するとしている。
- 自己負担額分は、県が公費負担する。

(原則、自院検査の場合 4,500円、
委託検査の場合 5,850円)
- 上記支払いの仕組みについて、
県と医療機関は契約を締結し、
医療機関は毎月の検査実績に基づき県に請求する。
- 以上は、現在行っている行政検査を医療機関に委託して実施しているものとして取り扱うとの考えによる。
- 対象となる検査は、感染症法第15条に基づく調査に限る。
- ※ ただし、国は行政検査とは別の患者ニーズに対応していくために民間検査をおこなっていく方針としている。)